平成２３年（フ）第１５１４７号
東京都八王子市台町２丁目８番９号
破産者　有限会社友進解体
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１４８号
東京都八王子市小門町８―37　下田ビル２Ｆ
破産者　豊野　進也
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１４９号
東京都八王子市小門町８―37　下田ビル２Ｆ
破産者　豊野　　薫
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１６０号
東京都渋谷区桜丘町21番12号
破産者　株式会社ソース
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１６１号
東京都渋谷区西原２丁目48―２―301
破産者　豊納　秀樹
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２４０号
東京都三鷹市新川５丁目10―２―101
破産者　基太村　剛
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５２３号
千葉県船橋市前貝塚町553―６―101、住民票上の住所千葉県船橋市旭町６丁目３―１―205
破産者　宮本　一美
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１０６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3962―２
破産者　藤永　盛恒
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２３３号
神奈川県横浜市緑区東本郷６丁目18―１―201
破産者　石合　利信
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３２９号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目８―３―507
破産者　北野　利雄
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３３０号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目８―３―507
破産者　北野千鶴子
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３４４号
東京都台東区千束１丁目19―11―704
破産者　小野　健治
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３７８号
東京都足立区神明南１丁目９―12―203
破産者　坂井　幸子（旧姓今野）
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３９４号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―３―713
破産者　小屋松崇徳
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４２１号
東京都世田谷区上馬１丁目14―15
破産者　井上　靖則
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４９５号
東京都品川区中延４丁目１―19―305
破産者　梯　　實
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４９７号
埼玉県川口市大字石神172―４
破産者　竹内　　實
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５０７号
埼玉県さいたま市中央区鈴谷３丁目５―１―201
破産者　齋藤　喜裕
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５２５号
神奈川県川崎市川崎区昭和２丁目８―３―405
破産者　新久保賢一
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３８２号
札幌市東区北14条東12丁目１番21号
破産者　株式会社ごみや
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９号
山形県酒田市宮海字向砂畑60番地
破産者　有限会社齋藤運輸
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１６５２号
埼玉県南埼玉郡宮代町字金原525番地19
破産者　有限会社松浦設備
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５６号
埼玉県川口市上青木西４丁目12番16号
破産者　明和リース株式会社
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係